

JBSA自主基準 Q&A

■定義・法令・全般に関するQ&A

No.	質問	回答
1	バイオスティミュラントは製品なのでしょうか？概念なのでしょうか？	日本バイオスティミュラント協議会(以下JBSA)自主基準においては、バイオスティミュラントは概念や全般を指しており、BS製品といった場合は製品を指すように記載しています。 また、BS資材の中でも製品として流通しているものをBS製品と位置づけています。
2	農林水産省ガイドライン及びJBSA自主基準に照らし合わせると、海藻エキスやアミノ酸資材等、現在BSと言われている資材のほとんどは肥料という分類になるのではないでしょうか？	肥料登録されているBS製品は数多くあると思われます。肥料としての効果とは関係なく、BSとしての効果があるものがBS製品であるため、肥料にあたらないBS製品もあると考えられます。
3	農林水産省ガイドラインとJBSA自主基準の違いはどういった点でしょうか？	農林水産省ガイドラインでは、バイオスティミュラントの効果や使用に係る表示に関する事項を中心、定義や、事業者がバイオスティミュラントを取り扱うに当たって特に留意すべき事項などが記載されています。JBSA自主基準はそれを踏まえて、より具体的な取組項目を作成しました。特に「BSの分類」や「BSの主たる効果・効能リスト」を作成し、BS製品であることを分かりやすくしました。
4	BS製品は農薬、肥料、土壌改良資材とは異なるのでしょうか？	BS製品は農薬・肥料・土壌改良資材とは異なる効果を持つ資材です（非生物的ストレス耐性の改善、栄養の利用効率の改善等）。ただし農薬、肥料、土壌改良資材でありながらBS製品であるものもあります。もし、農薬・肥料・土壌改良資材にも該当する資材であれば、法令に従いあらかじめ登録、届出、表示などを行う必要があります。
5	BSの原料が使用されていれば、BS製品としてよいのでしょうか？	BS効果がある原料が含まれているからBS製品とするのではなく、製品としての効果が根拠とともに説明できるものをBS製品としてください。含有率や、加工の仕方、副原料の影響によっては、BSとしての効果が得られないことも想定されます。
6	BS製品は安全なのでしょうか？	BS製品は多種多様で、分類も多数あり、従来から使われているものもあれば、近年開発されたものもあります。自主基準では、重金属量は全ての製品で各事業者が把握し、適切な使用方法を記載することを定めています。各事業者は人と環境に対する安全性を把握し、製品安全データシート（SDS）等での情報を出すことを促していますので、各事業者から情報を入手してください。

■表記に関するQ&A

No.	質問	回答
7	JBSA会員以外も「自主基準に基づく表記」を記載してよいのでしょうか？	「自主基準に基づく表記」と記載することは会員企業のみとさせていただいている。ただし、非会員企業におきましても取組項目や指標を参考にしていただければと思います。「BSの分類」や「BSの主たる効果・効能」において非会員企業が同じ表記をすることを妨げるものではありません。
8	「自主基準に基づく表記」を製品ラベルやカタログに掲載する場合は、JBSAに連絡は必要でしょうか？	必要ありません。不明な点があればJBSA事務局にお問い合わせください。
9	「自主基準に基づく表記」に関して会費と別に手数料がかかることがありますか？	手数料はかかりません。
10	「BSの主たる効果・効能リスト」の「表記リスト」にない内容を記載することは可能でしょうか？	「自主基準に基づく表記」と記載する場合は、リスト中の表記をしてください。見直しは行う計画ですので、要望があればJBSA事務局へ相談をお願いします。
11	JBSAに加盟している企業に効果効能の試験を依頼した結果については「自主基準に基づく表記」を記載することは可能なのでしょうか？	試験をどこに依頼したとしても、その結果についてを事業者が責任を持つことが必要です。表記をするには、事業者（製造元/輸入元）がJBSAの会員であることと、その表記が説明できる根拠を持っていることが必要です。
12	ラベルへの「自主基準に基づく表記」は例のように記載しなければならないのでしょうか？	いいえ。「BS製品の分類」、「主たるBSの効果」がJBSA自主基準に基づく表記であることが分かるように記載されていれば、フォーマットは問いません。「使用方法」や「注意事項」はラベルやパンフレット等の同一媒体に記載されているようにしてください。
13	うどんこ病や根こぶ病などの病気や害虫に効果があるという表示は、農薬と誤認される表示になりますのでしょうか？	農薬の定義に該当する資材であると考えられますので、あらかじめ登録、届出、表示などを行う必要があります。
14	「主たる効果・効能リスト」はどこで閲覧可能ですか？	JBSAのHPに掲載している自主基準の別表1をご覧ください。

■効果・評価・安全性に関するQ&A

No.	質問	回答
15	バイオスティミュラントの資材セグメントにはアミノ酸が存在しますが、これについては資材自身が持つ栄養成分が作用していると捉えることができると思います。この考え方はBSの捉え方として、間違っているのでしょうか？	農林水産省ガイドラインからしても、アミノ酸が単に窒素源としての役割を持つ時はBSとは言えないと考えています。施用するアミノ酸によって窒素栄養とは独立して「栄養の利用効率を改善する」あるいは「非生物的ストレス耐性を改善する」作用があればガイドラインの定義に当てはまると考えます。
16	アミノ酸の肥料効果とBS効果をどのように評価すればよいでしょうか？	別のアミノ酸や同等の窒素量では想定する効果が出ないといったデータ等を取ることで説明するなど検討してみてください。
17	効果の根拠は有効成分の試験や論文で十分ですか？それとも製品ごとにあることが望ましいですか？製品の効果を査読付きの論文で発表するハードルが非常に高いと思いました。	製品ごとにそのBSとしての効果を説明することが必要です。その根拠として有効成分の試験や論文を用いることができます。自らが論文を発表しなくとも、発表されている論文を根拠とすることはできます。「○○(BS分類)が入っているからバイオスティミュラント」ではなく、製品としてBSとしての効果を持つことが事業者として説明ができる根拠を持つことが必要であると考えています。
18	植物の成長を促進する資材は農薬疑義資材となりますが、発根促進する資材も同様に農薬疑義資材となりますか？	農薬疑義資材に該当するかの判断については、農林水産省まで御相談ください。
19	BS範囲内の効果がメインであるが、結果的に防虫等の効果が副次的にある場合は、農薬疑義資材になる可能性はありますか？	農薬疑義資材に該当するかの判断については、農林水産省まで御相談ください。
20	BSを農作物に施用し、その「結果として」植物の生育が促進される場合は、どのような表記なら許容されるのでしょうか？	表記に関する判断については、農林水産省まで御相談ください
21	通常何も散布しないタイミングでBSを散布するならば、対照区は何も散布しないでよいのでしょうか？	BS製品の成分や散布方法から鑑みて、他の条件を揃えることは必要と考えます。 例えば、水だけを処理する(散布する)区も対照区と考えられます。
22	既存文献で植物内の反応で確認出来ない場合は、シリコナ等での遺伝子解析は必須になりますか？	遺伝子解析は必須ではないと考えますが、メカニズムの説明とその根拠の確認は必要です。
23	抵抗性誘導剤は、バイオスティミュラントになるのでしょうか？	バイオスティミュラントの定義に当てはまる乾燥・高温・塩害等の非生物的ストレスに対する耐性を改善するものであれば、バイオスティミュラントに該当すると考えます。一方、農薬の定義に当てはまる病害虫等の生物的ストレスに対する耐性を改善するものであれば、農薬に該当し、あらかじめ登録、届出、表示などを行う必要があります。
24	効果検証で反復数は3つないといけないのでしょうか？	「BSの主たる効果・効能」を検証するためには、偶然性を避けるためにも、反復数は原則3つ以上あることが必要です。

25	効果検証は第三者委託試験でなくてよいのでしょうか？	使用者に対して効果や使用方法を説明するためのデータは、自社試験の結果を用いても差し支えありません。データの質を高めることで、製品の信頼性が高まりますので、第三者評価も各事業者の選択肢として御検討ください。
26	効果の検証はシロイスナズナなどのモデル植物を用いてよいのでしょうか？（シロイスナズナを用いた論文を引用してよいのでしょうか？）	植物の共通のメカニズムとしてモデル植物を用いて説明することはあると考えています。JBSA自主基準としては商用作物の実例があることを求めています。生産者にとって分かりやすい説明・実例を添えることにより、BS資材の効果が発揮できるように事業者が努めることを推奨します。
27	文献や使用原料のメーカー資料等で具体的な安全性データが確認できない場合は、農林水産省ガイドラインのQ&Aに記載の毒性試験から化学物質上懸念される試験を選び、実施すればよいのでしょうか？	判断については農林水産省に確認をお願いします。なお、JBSAとしては、製品ごとに懸念される有害性は異なりますので、原料を扱う事業者が責任をもって安全性情報を収集するか試験を実施することが必要と考えています。
28	製品データ安全シート（SDS）はどのように発行すればよいのでしょうか？	製品安全データシート（SDS）はJIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））で記載方法が定められており、国連の規格にも適合しています。作成したSDSは紙または電子媒体等で必要とする人に送付する必要があります。事業者のHPにてダウンロードができるようにしておくことも推奨されています。

■ その他のQ&A

No.	質問	回答
29	今後、認証制度のようなものは出来るのでしょうか？	JBSAとしては認証制度の要否も含めて検討を行っていきます。
30	「自主基準に基づく表記」や根拠をJBSAはチェック、認証しますか？	自主基準はJBSAが個別製品に承認や認証をするものではありません。内容について不明な点があればJBSA事務局にお問い合わせください。記載・公開されている情報に不足点があると思われた際は、JBSAよりヒアリングをさせていただく場合もあります。
31	JBSAとして推奨するBS製品はありますか？	JBSAが個別の製品を紹介、推奨することは基本的にはありません。JBSAのHPでは正会員が保有している製品の名称や事業者のHPへのリンクなどを今後も更新していく予定です。また、会員と協議の上、BS資材が普及・活用できる仕組みも今後議論していきたいと考えています。
32	自主基準の英語版を作成する予定はありますか？	英語版は近日完成予定です。
33	「表1. BS製品の分類」にある微生物は生菌である必要があるのでしょうか？	JBSA自主基準における微生物は基本的には生菌を示します。微生物の構成成分がBSの効果として有効である場合は、微生物抽出物（もしくは微生物残渣等）と分類してください。
34	例えば、青色光が気孔を広げるという事例がありますが、環境ストレスに有効な手段が出てきた場合には、BSの枠組みに入るのでしょうか？	農林水産省ガイドラインでは「資材」とされており、JBSAもそれを踏まえています。EUでは「products」、USAでは「substances」あるいは「microorganisms」という表現をしており、海外の動向も踏まえながら協議していきたいと考えています。